

○上越教育大学附属図書館利用細則

(平成16年4月1日細則第24号)

最終改正 平成29年3月30日細則第8号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学附属図書館利用規程（平成16年規程第88号。以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、上越教育大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 規程第2条第1号に規定する「役職員」には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 外国人研究者

2 規程第2条第2号に規定する「本学の学生」とは、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 科目等履修生
- (2) 特別聴講学生
- (3) 特別研究学生
- (4) 研究生
- (5) 私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員及び教職員支援機構研修員

3 規程第2条第4号に規定する「元役職員」には、次の各号に掲げる者等は含まない。

- (1) 元非常勤職員
 - (2) 元外国人研究者
- (貸出)

第3条 図書等の貸出の受付時間は、開館時刻から閉館時刻15分前までとする。

(一般貸出)

第4条 規程第10条第1項に規定する「学部学生」には、第2条第2項に規定する者を含むものとする。

(参考図書)

第5条 規程第11条第1号に規定する「参考図書」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 百科事典
- (2) 辞典，事典
- (3) 用語集，術語集
- (4) データブック，便覧，要覧，ハンドブック，必携，研究案内
- (5) 図鑑
- (6) 年表
- (7) 年鑑
- (8) 統計書

- (9) 地図，地図帳
 - (10) 名簿，名鑑，住所録
 - (11) 書誌，書目，解題
 - (12) 索引，抄録
- (相談又は調査等の受付)

第6条 規程第18条，第20条及び第22条に規定する相談又は調査，相互利用及び展示・揭示の受付時間は，開館日（日曜日，土曜日及び休日を除く。）の9時から17時までとする。

(相互利用)

第7条 規程第20条に規定する「他の機関」とは，次の各号に掲げる機関をいう。

- (1) 国公立大学の附属図書館
 - (2) その他館長が適当と認めた機関
- (その他)

第8条 この細則に定めるもののほか，この細則に関し必要な事項は，館長が別に定める。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第2号（平成18年3月1日））

この細則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年細則第2号（平成23年3月1日））

この細則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第2号（平成24年3月5日））

この細則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年細則第8号（平成29年3月30日））

この細則は，平成29年4月1日から施行する。